住所　大阪市東成区中道２丁目５番15―1305号
　洪性喜　昭和32年11月14日生
住所　山口県岩国市岩国３丁目６番23号
　許日生　昭和22年３月20日生
　孫邦子　昭和31年６月29日生
住所　茨城県小美玉市大谷896番地22
　徐英秀　昭和50年２月28日生
住所　北九州市八幡西区瀬板１丁目１番20―503号
　趙瑞安　平成６年５月12日生
住所　東京都江東区塩浜２丁目14番11号
　呉富久子　昭和25年９月５日生
住所　茨城県鹿嶋市大字宮中723番地19
　朴宜赫　昭和36年10月１日生
住所　新潟市中央区天明町20番17号
　孔博和　昭和49年11月５日生
住所　岐阜市福富201番地
　趙永姫　昭和44年２月11日生
住所　名古屋市熱田区桜田町15番４―606号
　童凌遥　平成元年12月20日生
住所　東京都港区赤坂２丁目12番11号
　高河栄　平成３年１月29日生
住所　三重県松阪市西之庄町８番地
　鄭年成　昭和49年９月５日生
住所　和歌山県西牟婁郡白浜町3448番地
　宋春光　昭和28年10月５日生
住所　大阪市鶴見区諸口３丁目１番17―207号
　金左和　昭和55年10月22日生
住所　大阪市浪速区湊町２丁目２番５―2023号
　禹隆吉　昭和42年６月26日生
住所　大阪市生野区小路東２丁目１番12―208号
　安絵梨　昭和61年２月７日生
住所　大阪市生野区勝山北４丁目14番８号
　姜將吾　昭和61年11月21日生
　姜舜史　平成８年３月27日生
住所　大阪市生野区**巽**中３丁目14番31号
　金真央　平成６年９月12日生
住所　大阪市西成区松２丁目３番５号
　張舞　昭和60年９月９日生
住所　大阪府柏原市太平寺１丁目６番10―307号
　趙裕美　平成２年８月21日生
住所　大阪市生野区小路２丁目14番19号
　高正人　平成２年９月21日生
住所　大阪市此花区西九条１丁目１番81―611号
　許清美　昭和40年９月22日生
住所　東京都港区赤坂７丁目６番58号
　金明彗　昭和60年３月25日生
住所　神戸市須磨区永楽町１丁目３番５号
　任亜子　平成８年７月30日生
住所　神戸市兵庫区浜中町２丁目17番１―1004号
　崔美代子　昭和23年５月６日生
住所　横浜市鶴見区市場下町４番33―106号
　陳美香　昭和50年６月17日生
住所　横浜市鶴見区小野町１番地１
　マヌエル・フクシマ・アニヤ　昭和46年12月25日生
　ロシオ・デル・ピラル・ナカマツ・ダシリオ・デ・フクシマ　昭和54年３月25日生
　ヒロキ・フクシマ・ナカマツ　平成17年７月12日生
　ジュン・フクシマ・ナカマツ　平成18年11月30日生
　ユキ・フクシマ・ナカマツ　平成20年５月22日生
住所　東京都板橋区小茂根２丁目18番10号
　劉忠徳　昭和49年11月26日生
住所　岐阜県各務原市川島緑町５丁目89番地
　李博美　昭和34年７月９日生
住所　宮城県大崎市古川李埣１丁目５番32号
　李ヨンチョル　昭和55年１月19日生
住所　石川県金沢市鳴和町１番地33
　丁吉之　平成元年10月25日生
住所　愛知県一宮市小信中島字中平２番地１
　李得順　昭和61年11月19日生
　李優月　平成20年10月14日生
住所　愛知県みよし市ひばりヶ丘２丁目５番地９
　呉日出子　昭和16年３月30日生
住所　東京都品川区大崎１丁目２番３―1309号
　金香織　昭和63年７月３日生
住所　東京都足立区西綾瀬２丁目18番１―206号
　全秀昌　昭和50年８月10日生
住所　宮城県亘理郡亘理町字桜小路35番地
　房知子　昭和57年３月３日生
住所　京都市伏見区深草大亀谷東古御香町54番地１
　姜紋花　平成２年５月９日生
住所　京都市右京区嵯峨北堀町12番地１
　朴幸恵　昭和25年３月９日生
住所　福岡県嘉麻市上山田1683番地
　文仁嶽　昭和47年10月31日生
住所　滋賀県大津市大将軍３丁目18番８号
　李檢烈　昭和37年10月30日生
住所　大阪府富田林市楠町４番６―702号
　金友子　昭和12年１月20日生
　金義次　昭和35年１月19日生
住所　大阪府三島郡島本町江川２丁目19番７号
　孫剛久　昭和49年６月20日生
住所　大阪府茨木市西中条町１番22号
　宋浩忠　平成２年６月21日生
住所　堺市西区鳳東町５丁487番地97
　金正入　昭和42年１月15日生
　金友惠　昭和42年４月15日生
　金千尋　平成18年10月11日生
　金朋可　平成21年８月７日生
住所　大阪府東大阪市三ノ瀬１丁目５番12号
　李民蘭　昭和23年12月２日生
　尹利香　昭和47年５月31日生
　尹知香　昭和51年３月31日生
　尹成元　昭和55年２月15日生
住所　堺市中区小阪630番地18
　梁理恵　昭和58年７月５日生
住所　東京都国立市西２丁目28番地29
　翁尚樹　平成４年５月23日生
住所　大阪市生野区**巽**北２丁目８番２号
　李賢三　昭和61年５月18日生
住所　岐阜市宇佐南３丁目１番21―401号
　朴将太　平成４年５月15日生
　朴晃太　平成７年３月１日生
　朴涼太　平成７年３月１日生
住所　広島市南区宇品御幸３丁目14番19―401号
　林広重　昭和44年12月15日生
住所　浜松市浜北区内野台２丁目31番17号
　李開理　平成７年３月８日生

○**財務省告示第三百三十二号**

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、平成三十年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。

平成二十九年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

年〇・六パーセント

○**厚生労働省告示第三百五十五号**

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百六条の三第二項の規定に基づき、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針を次のように定め、平成三十年四月一日から適用することとしたので、同項の規定により、公表する。

平成二十九年十二月十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）により、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）の一部が改正され、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）並びに地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされた。具体的には、市町村は、法第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進することとなるが、本指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示すものである。

法第百六条の三第一項各号に掲げる事業、とりわけ同項第一号に掲げる事業については、これまでも様々な取組が実施されてきたと考えられるが、当該既存の取組も含めたそれぞれの取組について、いわば「点」として個々に実施するのではなく、いわば「面」としてそれぞれを連携させて実施していく必要があることに留意されたい。また、第一から第三までの内容については、地域において必要となる機能・取組を示すものであり、それらを同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。市町村における包括的な支援体制の整備については、地域において様々な主体が、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、その際、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つである。

第一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業